

東京都災害廃棄物受入基準[混合廃棄物(建設混合廃棄物、廃プラ系混合廃棄物及び漁網系混合廃棄物)、廃機械・機器類)

資料4

1 混合廃棄物(処理方法:破碎・リサイクル)

種類	受入条件	形状・寸法の基準
混合廃棄物	廃プラスチック 金属くず	合成ゴム、絨毯、カーペット類(純毛綿等は除く)は可 各辺2m以下
	木くず ガラス・陶磁器くず	
廃機械・機器類	ガラス・陶磁器くず	
	家電リサイクル法対象外の家電品、廃機械・機器類、廃情報機器等	各辺2m以下

2 混入禁止物

- (1) 生ごみ及び災害廃棄物以外の廃棄物
- (2) 災害廃棄物のうち、次に掲げるものの
 - ① 特別管理一般廃棄物に該当するもの
 - ② ポリ塩化ビフェニールを含むもの
 - ③ 石綿を含むものの
 - ④ 火災の発生の原因となるおそれのあるもの
 - ⑤ 液状、泥状、粉末状その他の飛散し、又は流出するおそれのある性状のもの
 - ⑥ ふん尿
 - ⑦ 動物の死体
 - ⑧ 上記①から⑦に定めるもののほか、爆発性、毒性、感染性及び人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認められるもの
- (3) 漁網系混合廃棄物のうち、次に掲げる受入規準を超えるもの

検査対象	試験内容	受入基準
塩素	含有量試験	2% (dry) 以下
硫黄	含有量試験	1% (dry) 以下
鉛又はその化合物	溶出試験	0.3mg/L 以下

3 その他

漁網系混合廃棄物については概ね50cm以下に粗破碎された性状である。

東京都災害廃棄物受入基準[廃量]

1 廃置(処理方法:破碎・リサイクル)

種類	受入条件	形状・寸法の基準
廃置 繊維くず 廃プラスチック	比重0.3以下となるよう含水率を調整すること。 (16m ³ コンテナの最大積載重量4.8トン以下とする。)	各辺2m以下

2 混入禁止物

- (1) 生ごみ及び災害廃棄物以外の廃棄物
- (2) 災害廃棄物のうち、次に掲げるものの
 - ① 特別管理一般廃棄物に該当するもの
 - ② ポリ塩化ビフェニールを含むもの
 - ③ 石綿を含むもの
 - ④ 火災の発生の原因となるおそれのあるもの
 - ⑤ 液状、泥状、粉末状その他の飛散し、又は流出するおそれのある性状のもの
 - ⑥ ふん尿
 - ⑦ 動物の死体
 - ⑧ 上記①から⑦に定めるもののほか、爆発性、毒性、感染性及び人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認められるもの

東京都災害廃棄物受入基準[可燃性廃棄物（木くず等）]

1 災害廃棄物の受入物及び受入基準

種類	受入物	受入基準
可燃性廃棄物（木くず等）	木くず、廃プラスチック、纖維くず等の可燃性廃棄物	災害廃棄物の受入種類（表－1）及び災害廃棄物の形状・寸法の受入基準（表－2）による

表－1 災害廃棄物の受入種類

分類	種類	受入可否	備考
可燃性廃棄物	厨芥 紙くず 木くず 纖維くず 廃プラスチック	× ○ ○ ○ ○	長距離の搬送における、腐食、悪臭の発生があるため 紙くずと纖維くずを合わせて可燃性廃棄物全体の混入率概ね6%（湿ベース）以内 紙くずと纖維くずを合わせて可燃性廃棄物全体の混入率概ね6%（湿ベース）以内 可燃性廃棄物全体の混入率14%（湿ベース）以内

表－2 災害廃棄物の形状・寸法の受入基準

形狀・寸法	
柱・棒状	長さ50cm以下、角・径10cm以下
板状	一辺の長さ50cm以下
箱形 量	対角線の長さ50cm以下 45cm以下（一部工場は36cm以下、一辺50cm以下あり）

※東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設における搬入処理可能な廃棄物の形状・寸法等を参照のこと。

2 受入禁止物

ふん尿、動物の死体、特別管理廃棄物に指定されている物、有害性のある物、爆発性のある物（アスベスト含有物）、液状の物、粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物等危険性のある物、焼却に適さない物、焼却をきたす恐れのある物及び産業廃棄物運営に支障をきたす恐れのある物及び産業廃棄物